

取扱う産業廃棄物の分類表

一般財団法人 福井県産業廃棄物処理公社
 福井県産業廃棄物処理センター
 TEL (0776)85-1126

大分類	中分類	廃棄物の例	受入可否	処理料金 (円/t)	
				税込料金	税抜料金
燃え殻	廃棄物の焼却灰 熱源・炉内清掃煤	紙、木、繊維等の焼却灰に類するもの、廃カーボン、活性炭 石炭がら、コークス灰、重油燃焼灰、炉掃出物、媒等類するもの	○ ※ 加湿のこと	30,240	28,000
汚泥	有機汚泥	製紙スラッジ、下水汚泥、ビルビット汚泥、洗毛汚泥、糊かす、漆かす 余剰汚泥	○ ※	30,240 (含水率85%以上は)	28,000 (含水率85%以上は)
	無機汚泥	浄水場沈殿汚泥、中和沈殿汚泥、メッキ汚泥、砕石スラッジ、灰ソルト ベンナイト汚泥、カーバイトかす、炭カルかす、不良セメント、 ソーダ灰かす、硫酸カルシウムかす、ボンドかす、塩水マッド、 赤泥、金剛砂でい、晒粉かす、廃触媒、タルクかす、釉薬かす、 廃ろ過剤(ケイ酸土、バーライトかす等)	○ ※ 低pH 高pH 塩類は引受けせず 以下同じ	34,020	31,500
	無機と有機の同量混合汚泥	凝沈汚泥、反応ドベ、ガラス研磨くず	○ ※		
	無機と少量有機の混合汚泥	タルクかす、廃ろ過剤、染色排水処理汚泥	○ ※		
	有機と少量無機の混合汚泥	活性炭かす、各種スカム、ニカワかす等に類するもの	○ ※		
廃油	潤滑油系廃油	スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、焼入油、タービン油、マシン油、 エンジン油、ギヤー油、切削油、絶縁油、圧延油、グリス、作動油	○	24,300 (引火点70℃未満は)	22,500 (引火点70℃未満は)
	その他の鉱物系廃油	灯油、軽油、洗浄油、消泡用油剤等にかかる廃油、タンカー洗浄排水等	○ 要照会		
	動植物系廃油	魚油、鯨油、なたね油、ヤシ油、大豆油、豚油、牛油	○ 臭気の著しいもの×	34,020	31,500
	タール・ピッチ類	タール・ピッチ類、アスファルト、ワックス、ろう、パラフィン	○ 要照会	27,000	25,000
	廃溶剤類	シンナー、エーテル、ベンゼン、トルエン、キシレン、アルコール、 トリクロロエチレン、パークロロエチレン、アセトン、リン酸エステル、 脂肪酸エステル、フタル酸エステル	×		(含水率50%以上は要照会)
	その他	油のしみたウエスやボロ手袋、油紙くず、廃吸油剤、液状プラスチック、 廃シール剤、廃白土、硫酸ピッチ、泥油(タンクスラッジ、油性スカム、 オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、洗車スラッジ)、廃ワニス、 印刷インキかす(油性及び液状)	△ 要照会 混合されたものは 内容物を明示	要照会	要照会
	塗料等(金属缶入)	○ 要照会	216,000	200,000	
廃プラスチック類	熱可塑性プラスチック	フィルム、ビン、射出成型品、発泡ウレタン、発泡スチロール、 プラモデルくず(塩化ビニールを除く)	○	27,000	25,000
	塩化ビニール	塩化ビニールシート、発泡塩化ビニール、塩ビ成型品	○		
	熱硬化性プラスチック	メラミン、ユリア、プリント基板、ベークライト食器くず、FRP	○ FRPは細粒化	(発泡系は110.16円/kg)	(発泡系は102円/kg)
	合成繊維くず	ナイロン、ポリエステル、アクリル等(天然繊維は除き混紡は含む)	○		
	合成ゴムくず	廃タイヤ、パッキンくず、ライニングくず、ゴムつきシートくず、 固型ラテックス	○ タイはホイルなし		
	その他常温において 固形状態を呈するもの	印刷インキかす、バリ、延伸くず、エナメルかす、ラッカーかす、 廃ポリマー、廃ワニス(樹脂系)、塗料かす(樹脂系)、接着剤かす、 シーラーかす、プラスチック複合紙くず(ラミネート紙くず)	○ 要照会	要照会	要照会
木くず	おがくず、パーク、梱包材、廃チップ				
	廃木材	工作物の除去に伴って生じる可燃性廃木材	受入中断中		
ゴムくず	切断くず、裁断くず、くずゴム、ゴム布引くず、エポナイトくず (合成ゴムくずは除く)	○	24,300	22,500	
金属くず	鉄くず	古鉄、空缶、スクラップ、ブリキ、トタン、箔くず、鉄粉、バリ、切粉、 切削くず、打抜研磨くず	○	10,800	10,000
	非鉄金属くず	銅線くず、非鉄切削くず、研磨くず	○		
	可燃性付着金属	油、ペイント等の空缶、その他油類等可燃物付着金属	× 抜き取ってあれば○		
	その他	溶接かす、テルミット廃粉等	○		
ガラスくず 陶磁器くず	ガラスくず	廃空きびん類、板ガラス、アンブルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、 カレットくず、硝子粉	○	10,800 (保温材は要照会)	10,000
	陶磁器くず	土管、赤レンガ、こんろくず、陶器くず、タイルくず	○		
	石こうボード		○ くぎ等の異物混入×	34,560	32,000
鉱さい	鋳物廃砂、高炉水さい、高炉・平炉・転炉・電気炉などの残さい、 キューボラ、ノロ、ボタ、鉱石、不良石英、粉炭かす、鉱じん	○ ※	30,240	28,000	
がれき類	工作物の除去に伴って 生じた不要物	がれき、コンクリート破片、道路舗装アスファルト破片、瓦破片	○	10,800 (保温材は要照会)	10,000
ばいじん		廃プラスチック類の焼却炉以外のばい煙発生施設で集められたばいじん で無害なもの	○ ※	30,240	28,000

上記のほか、大分類として廃酸、廃アルカリ、紙くず、繊維くず、動植物性残渣、動物の糞尿、動物の死体、廃棄物処理物があるが、引受できない。

- ※ : 判定の必要のある事業所より排出されるものは、含有試験・溶出試験必要
- : 受入可能
- △ : 大量、保管の必要のあるものについては、引受けできない場合あり
- × : 引受不能

(注) 1. すべての類について、有害物質を含まないこと。また、寸法基準及び受入基準を満足すること。
 2. 一般廃棄物(事業系を含む)及び医療系廃棄物は、引受けしない。